

平成 28 年度 国立大学法人北見工業大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】学部学生の基礎学力を高め学習意欲を引き出すため、「入学前教育」・「補習教育」を含め、新たに「環境に関する総合科目」の導入なども考慮した「初年次教育」の方針について再検討を行うとともに、「初年次教育」の方針に基づいたカリキュラムを平成 28 年度までに構築する。また、構築したカリキュラムの教育効果については継続して検証を行い、必要に応じて改善する。

【1-1】学部学生の基礎学力を高め学習意欲を引き出すため、「初年次教育」の方針に基づいたカリキュラムを構築する。

【2】学部学生の勤労観、職業観を育成するとともに地域貢献への意識向上を図るため、地域密着型インターンシップを推奨するとともに、複数年インターンシップや学内インターンシップを推進し、インターンシップ参加学生数を第 2 期中期目標・中期計画期間における平均人数に対して 20%増加させる。

【2-1】「道の駅」就労体験型実習の実施に関する協定に基づき、道の駅インターンシップを推奨するなど地元企業へ学生を派遣して地域へ貢献する。また、複数年インターンシップや学内インターンシップ制度について、受入れ可能な組織などを調査する。

【3】技術者として社会で求められる基礎学力を確実に身につけた人材を輩出するため、学士課程の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を一体的なものとして再構築を行い、平成 28 年度までに公表する。また、カリキュラム・ポリシーに基づき、ナンバリング制の導入、学生の授業外学修時間を増加させるための検討、重み付成績評価の導入などを通して学修成果の可視化、教育課程の体系化・実質化を進める施策を検討し、平成 29 年度から導入するとともに、ディプロマ・ポリシーに基づいた達成度評価による卒業判定制度を導入する。

【3-1】基礎学力を確実に身につけた人材を輩出するため、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを再構築し、公表する。また、教育課程の体系化のため、ナンバリング制を導入するとともに、単位の実質化を進めるため、CAP 制の導入内容について検討し、具体内容を決定する。さらに、ディプロマ・ポリシーの達成度をふまえた卒業判定制度の導入に向け、その評価基準について検討し、具体内容を決定する。

【4】学部・大学院の教養教育に関するポリシーを地域・社会連携、グローバル化などの観点を含めて検討を行うとともに、専門分野に偏らない広い視野を備えた技術者を養成するためのカリキュラムを第3期中期目標・中期計画期間中に構築する。

【4-1】専門分野に偏らない広い視野を備えた技術者を養成するため、学部のカリキュラム・ポリシー及びカリキュラムを構築し、カリキュラム・ポリシーを公表する。

【5】学部学生の主体的な学びと問題解決能力を養成するため、アクティブラーニング等を活用した学生参加型の授業を第2期中期目標・中期計画期間における平均授業科目数に対して10%増加させる。また、大学院において幅広い視野を持った実践的な専門技術者を育成するため、アクティブラーニングに加えてフィールドワーク等を重視し、専門分野の枠を越えた統合的なカリキュラム及び独創的な研究活動を遂行する一貫した「学位プログラム」を第3期中期目標・中期計画期間中に構築する。

【5-1】アクティブラーニング科目増加の基礎資料作成のため、アクティブラーニング科目の実施状況調査を行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【6】教育の質や水準を担保するため、FD 活動の方法について再検討を行い教員の教育力を向上させる。特に、FD 活動の中心となる講演会に関しては、参加者を第2期中期目標・中期計画期間における平均人数に対して20%増加させる。また、授業アンケートを始めとする学生の声を反映させる方策に関しても改善を進める。さらに、情報処理センター演習室を1ヶ所に集約し、情報教育の質を高める。

【6-1】教育の質や水準を担保するため、授業アンケートの実施内容・方法、FD 講演会の内容等について検討する。また、情報処理センター演習室を集約・整備するとともに、ICT 機器を利用した授業方法について検討する。

【7】高校生等の科学や工学に対する興味・関心を喚起するため、研究室訪問や模擬講義・実験等を実施し、大学における高度な教育・研究に触れる機会や現役学生との交流の機会を拡充する。また、高校や高専との連携を強化し、高大連携プログラムを推進するとともに、高専からのインターンシップ受入れ拡充のため、インターンシッププログラムの提供や参加者の受入れ環境の整備を行い、受入れ数を第2期中期目標・中期計画期間における平均受入れ数に対して20%増加させる。

【7-1】高校生等に対して、科学や工学に対する興味等を喚起するため、研究室訪問や講座等を実施する。また、高専からのインターンシップ受入れ拡充のため、遠方からの参加者に対して宿泊施設の検討や提供プログラムの拡大など、受入れ環境を充実させる。

【8】地域の課題解決を図る人材の育成を推進するため、地域に関する授業を拡充、その成果をインターンシップや地域事業等への学生参加を通して地域社会に還元する。また、社会人学び直しの場の提供として、科目等履修生の受入れを増加させるとともに、大学院博士前期課程を中心とした社会人受入れのための新しい制度並びにカリキュラムを構築する。さらに、生涯教育支援センターと指導教員が中心となり、異分野の教員も連携しながら、社会人入学生に対して講義の受講や研究プロジェクトの推進、経済的支援等に関して、夜間、週末の指導やICTも活用しながらきめ細かい支援を行うことにより、生涯学習の機会を拡充する。

【8-1】社会人受入れのための新しい制度、大学院のカリキュラム・ポリシー及びカリキュラムの検討を開始する。また、地域の課題解決を図る人材を育成するため、北見市と連携実施しているテレワーク事業を学生に周知し、インターンシップを積極的に推進する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【9】学部学生の主体的学習習慣の育成及び質を伴った学修時間の増加を図るため、図書館のアクティブラーニングフロアにプレゼンテーションエリアを設置するとともに、ラーニングアドバイザーによる学習サポートを実施する。また、キャリアデザインのパースとなる社会人基礎力を育成する講習会を充実させるなど就職支援の取組を強化する。

【9-1】学生の主体的な学習及びグループ学習の場を提供するため、図書館コミュニケーションホールにモニターやプロジェクタを設置したプレゼンテーションエリアやグループ学習のためのホワイトボードを設置し、アクティブラーニングフロアとして整備する。

【10】優秀な大学院生の確保のために独自の授業料免除や奨学金の充実を図るとともに、地域への就職率向上のため地域企業と連携し、学部学生を対象とした奨学金制度を平成 29 年度までに導入する。また、学生の生活支援として入学料免除、授業料免除等の経済的支援を継続して行う。

【10-1】優秀な大学院生の確保のために独自の授業料免除制度等の検討を開始するとともに、地域への就職率向上のため地域企業と連携し、学部学生を対象とした奨学金制度を構築する。

【11】学生による地域ボランティア活動等を促進し、地域社会を理解し地域貢献に意欲を有する人材の育成を図るため、自主的活動に対するインセンティブを高めるための適切な表彰制度を整備するとともに、学士課程にボランティア活動の教育的効果を適正に評価するための単位制度を導入する。

【11-1】学生の自主的活動に対するインセンティブを高めるため、地域貢献活動を行った学生や団体の表彰制度を整備する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【12】大学入学希望者学力評価テスト（仮称）を活用し、本学アドミッション・ポリシーに基づき多様な能力を多角的に評価する新たな入学者選抜方法を平成 32 年度までに導入する。

【12-1】大学入学希望者学力テスト（仮称）に対応した多様な能力を多角的に評価する入学者選抜方法について検討を開始する。

【13】組織改革と併せて新しい学科構成における理念・学習教育目標を基礎とした本学の入学者選抜におけるアドミッション・ポリシーを教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と一体的なものとして再検討し、平成 28 年度までに公表する。

【13-1】カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーと一体的なものとして構築する入学者選抜におけるアドミッション・ポリシーを公表する。

【14】大学院における志願者の増加を図るため、面接方法・出題科目等を改善するとともに、科目履修制度と連携した新しい制度に対応した社会人選抜及びインターネットを利用した新たな外国人留学生選抜を平成 32 年度までに導入する。また、学部から大学院までの連続性を持ったカリキュラムを整備するとともに、独自の奨学金制度等を平成 33 年度までに導入する。

【14-1】大学院における外国人留学生志願者の利便性を考慮し、インターネットを利用した入学者選抜及び科目履修制度と連携した新たな社会人選抜の検討を開始する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【15】世界的あるいは日本全体に関わる普遍的な課題に対し、本学の特色ある工学技術の蓄積と研究者のリソースによる解決を図り、その成果を地域に還元・貢献するという視点から、「エネルギー工学」、「地球環境工学」、「寒冷地域防災工学」、「先端材料工学」等の重点研究分野を設定する。これらの分野に学内資源を重点配分し、研究成果を積極的に発信する。

【15-1】本学の研究成果を地域に還元・貢献するという視点から設定した重点研究分野の中から、新たな研究ユニットを組織し、研究推進機構の下に、効果的・計画的な支援方法を検討する。また、新たに研究ユニットの広報用パンフレットを作成し、WEB や各種広報媒体を通じて周知する。

【16】人と自然とが共生し、一人ひとりが自立して生活できる明るく活力のある健康長寿社会の形成及び安心・安全な地域社会の形成などに貢献するという視点から、「医工連携」、「工農連携」、「冬季スポーツ工学」、「機械知能情報工学」等の重点研究分野を設定する。これらの分野に学内資源を重点配分し、研究成果を積極的に発信する。

【16-1】健康長寿社会の形成及び安心・安全な地域社会の形成などに貢献するという視点から設定した重点研究分野の中から、地域社会のニーズを取り入れた新たな研究ユニットを組織し、研究推進機構の下に、効果的・計画的な支援方法を

検討する。また、新たに研究ユニットの広報用パンフレットを作成し、WEB や各種広報媒体を通じて周知する。

【17】重点研究分野においては、学内資源の重点配分等により論文数、科研費採択件数、外部資金獲得教員数について、それぞれの平均が第2期中期目標・中期計画期間における平均を上回るようにする。また、応募資格者数に対する科研費申請件数の比率を100%以上にするとともに、予算配分の見直し等の支援強化により、第2期中期目標・中期計画期間の平均科研費採択件数を上回るようにする。

【17-1】論文数や科研費・外部資金の採択状況等の向上に資する教員評価制度の平成29年度からの実施に向けて、評価項目等のカスタマイズを行う。また、科研費の採択率向上のため不採択者に対する新たな予算配分等の方策を検討する。

【18】地域の自治体等と連携し、研究成果発表会、公開講座、パンフレット配布、WEB等を活用した研究成果の情報発信を強化し、地域の中核的拠点としての存在価値を高める。

【18-1】研究成果を地域に情報発信する手段として、研究シーズ集の量的充実方策を検討する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【19】地域情勢に即応し、総合的な研究力を発揮できる研究推進体制にするために、平成30年度までに研究支援室（仮称）を設置する等、研究環境・事務的サポートを含めた組織の効率的見直しを実施する。

【19-1】総合的な研究力を発揮できる研究推進体制構築のため、研究推進機構の下で、教員が研究力を発揮できるよう、教員のニーズを踏まえた研究の事務的な支援を強化する体制や研究支援員の活用について検討する。また、若手研究者の研究環境の向上と機器の共用化による保守・スペース利用の効率化を図るため、機器分析センター及び技術部と連携し、研究機器の全学共用システムの体制整備を推進する。

【20】地域活性化の中核拠点としての役割を果たし、地域社会の発展に貢献できる研究開発を推進するために、重点研究分野に特任研究員や特任助教などの配置、学長裁量スペースの優先使用、科研費の配分などを行い、研究推進体制を強化する。

【20-1】研究推進機構の下で、重点研究分野の研究推進体制を強化するために、特任研究員の配置や研究費の重点配分等により、研究体制を支援する。

【21】研究水準を検証し、評価結果を研究の質の向上に反映させるために、重点研究分野を推進する研究組織の研究成果について、毎年度自己評価を実施するとともに、平成 30 年度及び平成 33 年度に外部評価を実施する。また、新たな重点研究分野となる萌芽的な学内研究を育成する。

【21-1】研究推進機構に外部評価に向けたワーキンググループを設置し、重点研究分野の研究成果に対する自己評価の実施方策を決定する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【22】北海道オホーツク地域との連携を強化し、地域の遊休公共施設を教育・研究・社会貢献活動のフィールドとして活用するとともに、地域のコミュニティ支援の場として活用し、学生参画による科学実験や公開講座等を実施することにより、生涯学習や理科教育拠点としての役割を果たす。さらに、研究成果等を活用した産業振興及び遊休公共施設のインキュベーション施設化等により雇用創出の基盤形成を支援する。また、学生の雇用創出を図るために、地元を中心とした地方公共団体と連携し企業誘致活動を推進するなどして、学部卒業者の道内就職率を平成 31 年度までに平成 26 年度に比べて 10%以上増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

【22-1】地域自治体と連携し、社会連携推進機構の下で、地域の遊休公共施設の利活用方策を構築する。

【22-2】学生の雇用創出を図るため、北見市やオホーツク 5 市町の商工会議所と連携して地元企業合同説明会を継続実施し、地元企業への就職を推進する。

【23】地域社会との連携を強化し、フィールド研究や様々な地域課題について調査を行う。さらに、地域の課題解決に積極的に取り組むため、フィールドワーク等を活用した実践的なカリキュラムを導入し、研究成果を教育の場に反映させることにより、学生の地域に関する総合的理解と地域創生への意識向上を図る。また、地域社会の活性化に貢献するため、地域の要望を踏まえたシンポジウムや各種講座等の開催を通じ、社会人技術者の学びの場の提供や研究成果を広く情報発信する。

【23-1】 第 2 期中期目標・中期計画期間中に実施した取組を通じて得た地域で抱えている課題を整理し、本学のフィールド研究の活用や支援方策について検討するとともに、学生の地域に関する総合的理解と地域創生への意識向上のため、フィールドワーク等を活用した学部の実践的なカリキュラムを構築する。

【23-2】 地域の土木・建設関係技術者に対する学習機会の提供のため、CPD 認定プログラムとして実施する技術セミナーの開催回数を増加させる。

【24】 理科離れの防止と工学への興味を喚起するため、小中学生を対象として、平成 23 年度から始めた、教育委員会と連携した科学実験やものづくり体験の実践教育を継続的に実施する。さらに、本学の社会貢献プログラムを通して、大学での講義、実験又は出張による事業を、第 2 期中期目標・中期計画期間における平均件数に対して 20%増加させる。また、外国人留学生による地域のグローバル化支援について、地方公共団体等と連携し小中学校への訪問等様々な国際交流活動に参加する外国人留学生数を第 2 期中期目標・中期計画期間の平均人数に対して 20%増加させる。

【24-1】 社会連携推進機構の下で、社会貢献プログラムを充実させるための方策を検討するとともに、地域のグローバル化を支援するため、地域の小中学校・高校に留学生を派遣し、国際交流授業等を行う。また、地域の国際交流イベント等に留学生を派遣し、地域住民との交流を行う。

【24-2】 ものづくり、理科実験を中心とした実技型の体験学習を参加募集形式で行うとともに、出前体験学習のテーマ選定等の準備を進める。

【25】 地方公共団体、企業、研究機関との連携によるコンソーシアムを活用し、国、道、市町村等の各種審議会や委員会、地域産業界と連携した研修や研究会等に積極的に参画・協力する等、地域でのリーダーシップを発揮することにより知の拠点としての役割を果たす。地域における共催・後援事業等を第 2 期中期目標・中期計画期間における平均件数に対して 20%増加させる。また、地域のニーズ調査結果を踏まえて大学シーズとのマッチングにより、効果的な地域支援及び地域連携について取り組む。

【25-1】 学外委員会・研修会等への協力例を紹介する等情報発信活動を強化し、国や地方公共団体等の審議会、研修会等へ積極的に参画・協力するとともに、本学から講師派遣等の協力支援を積極的に行う。また、本学のシーズを十分活用し、

地域で開催する事業の共催・後援支援件数を平成 27 年度実績に対して 5%増加させる。

【25-2】連携実績が豊富な市町村との地域連携協定締結を含めた具体的な連携強化の方策について検討する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【26】海外の大学等との双方向交流を推進するため、国際交流協定締結校を 20%増加させる。また、国際共同研究、国際連携教育プログラム、国際シンポジウム、国際交流研修等を実施し、双方向交流を推進する。

【26-1】海外の大学等を訪問し、国際交流協定締結に向けた広報活動等を行うとともに、協定校等と国際共同研究、国際交流研修等を推進する。

【27】日本人学生の海外派遣を促進するため、国際交流センターの教員を中心に、英語、中国語などの課外授業を実施し、日本人学生の海外派遣を支援、促進する修学環境を整備する。また、派遣経験者のネットワークを構築して在學生に情報発信を行う。これらの方策により、日本人学生の年間海外派遣者数を第 2 期中期目標・中期計画期間における平均派遣者数に対して 20%増加させる。

【27-1】日本人学生の海外派遣を促進するため、英語、中国語等の語学研修の事前研修等の課外授業を実施するとともに、トビタテ留学 JAPAN、海外留学支援制度（日本学生支援機構）等を積極的に活用する。また、学生に情報発信を行うため、派遣経験者のネットワークを構築し、派遣経験者の報告会を開催するとともに SNS 等を活用して体験談等を情報発信する。

【28】外国人留学生支援の強化による受入れの多様化及び日本人学生のグローバル化を図るため、英語による授業を学部、大学院合わせて 2 科目程度開講するとともに、英語を併用した授業を 20%開講する。また、WEB や SNS 等を活用した英語による情報発信及び外国人留学生に対する生活・就職支援等を充実する。

【28-1】本学のグローバル化推進のため、英語による授業又は英語を併用した授業の実施状況を調査する。

【28-2】留学生のニーズを調査し、英語版ホームページの見直し、留学生宿舍の設備充実及び就職支援策を検討する。

【29】外国人留学生受入れ手段の多様化のため、海外大学とのツイニングプログラム等に参加し、外国人留学生数を第2期中期目標・中期計画期間における平均人数に対して10%増加させる。

【29-1】平成30年度からのモンゴル科学技術大学ツイニングプログラムの学生受入れに向け、編入学試験等の検討を進める。また、平成29年度からハノイ工科大学ツイニングプログラムに参画するための準備を進める。

【29-2】海外からの新規留学生獲得のため、留学説明会、海外留学フェア等に外部機関と連携して参加し、広報活動を行う。また、夏期及び冬期の新たな留学生受入れプログラム策定を検討する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【30】組織改革に伴う重点研究分野を中心に教員配置を行い、人口減少、少子高齢化、過疎化などの社会変化に対応出来る機動的な組織運営を行い、工学を基盤とした教育研究体制を強化・充実する。さらに、本学が定める教員基本定員の15%以上の学長裁量定員を確保し、若手教員を積極的に採用することにより、重点的課題研究の推進や組織力、教育力、研究力を強化する。

【30-1】学長裁量定員の確保や教育研究体制の強化等、戦略的な教員人事計画の平成29年度中の策定に向け検討を開始する。

【31】社会や地域の要請を的確に反映し、幅広い視野での大学運営を行うため、経営協議会の意見を適切に反映するとともに、地域やステークホルダー等の意見を法人運営に積極的に活用するための窓口の設置や、意見を検討する仕組みを整備する。

【31-1】経営協議会学外委員との懇談会を定期的に行うなどして、得られた意見を大学運営に反映する。また、地域やステークホルダーの意見を活用するための窓口を設置するとともに、その意見を反映する体制を整備する。

【32】女性教員、外国人教員の採用を促進するため、新たな評価制度を導入するとともに、女性教員には、出産、育児などと教育研究が両立しやすいように研究補助者の配置、単身赴任手当の支給要件の緩和、特別休暇付与、キャリア形成のための相談や助言機会の充実など支援体制を強化し、全教員の10%程度になるよう採用する。

外国人教員への支援体制としてビザ更新時の特別休暇付与及び旅費や更新手数料等の補助、一時帰国時の特別休暇付与、希望者に対する日本語指導などの支援体制を強化し、外国人教員も全教員の 10%程度になるよう採用しグローバルな教育研究体制の強化を図る。

【32-1】新規の支援室の設置や既存の組織を活用し、女性教員や外国人教員に対し、求められる支援内容の実情を意見聴取できる仕組みをつくり、支援体制を充実させる制度設計の検討を開始する。

【33】男女共同参画推進のため、女性役員（16.7%）の選出及び女性管理職（16.7%）を登用するためのキャリアプランを作成する。

【33-1】男女共同参画推進のため、女性役員を選出する。また、職制に応じたキャリアプランの作成のための調査を行うとともに、研修への積極的な参加を促し、意欲の向上を図る。

【34】人事・給与制度を弾力化し、若手、外国人新規採用教員や 55 歳以上のベテラン教員、優秀な研究業績を上げている教員等を中心に待遇改善を図り教員定員の 20%程度を第 3 期中期目標・中期計画終了時までには年俸制へ転換し更なる研究力の向上を図る。

【34-1】年俸制について十分に学内に周知し転換を促すとともに、新規採用教員への一律の適用等、年俸制適用教員の増加方策について、規程等の改訂も含め検討する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【35】本学の強みであるエネルギー・環境分野を強化するとともに、「自然と調和したテクノロジー」の理解に立って、地域課題解決に貢献できる技術者養成を推進するために、学部を平成 29 年度を目処に改組し、大学院博士前期課程についても、平成 33 年度を目処に改組する。また、イノベーションの創出に向けて、高い技術力とともに発想力、経営力などの複合的な力を備えた人材を育成するため、博士後期課程についても自己点検・評価により各専攻における課題の整理を行い、教育研究体制等の整備を行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

【35-1】平成 29 年度の学部改組に向けて、本学が目指す人材養成を可能とする新カリキュラムを構築し、新しい教育研究組織体制を整備する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【36】学長の意思を迅速に反映させるため、IR 担当教職員等の高度な専門性を有する者の活用を行うなど、学長企画室を中心とした支援体制を整える。

【36-1】学長のリーダーシップを推進するため、専門的知識を有する IR 担当教員を配置するとともに、学長企画室の機能を強化する。

【37】迅速な意思決定と業務執行をし得る職員を育成するために、人事評価の結果に基づき適切な処遇及び研修計画を実施する。また、グローバル化に対応するために、外部研修の支援及び検定料の補助等により実用英語技能検定準 1 級取得又は TOEIC700 点以上の事務職員を 5 名以上配置する。

【37-1】職員の育成に係る研修計画を策定するとともに、事務職員の資質向上を目的とした、外部講師による講演会及び他大学等への短期間研修を実施する。また、事務職員における英語力の向上及び実態把握のため、TOEIC 受験料の全額補助を実施し受験機会を確保する。

【38】常に変化する時代の要請に的確に対応し得る効率的な事務組織及び技術部組織形態の在り方について、都度、事案に応じた課題を抽出し、組織横断的なプロジェクト体制を構築したうえで、検証・検討を行い、見直し案等の具体的な提案を行う。また、北海道地区の国立大学が連携して実施している統一的な「旅費システム」等の事務の共同実施を継続して実施するとともに、アウトソーシングの推進及び大規模災害等の発生に備えた連携の構築などの大学間連携の取組を進める。

【38-1】効率的な事務組織及び技術部組織形態の在り方について、事案に応じた課題を抽出する。また、北海道地区国立大学が共同実施している旅費システムについて、継続して実施するとともに、アウトソーシング可能な業務を抽出し、検討を開始する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【39】外部資金獲得増加に向けて、本学の研究シーズと地域及び企業ニーズとのマッチングを推進し、共同研究・奨学寄附金の平均契約・受入件数が第 2 期中期目標・中期計画期間における共同研究・奨学寄附金の平均契約・受入件数を上回るようにす

る。

【39-1】外部資金獲得増加に向けて、外部資金獲得者に対する優遇策を検討するため、他大学の状況を調査する。

【40】科研費の申請数を増加させるとともに、事務的サポート体制を含めた申請支援の強化により、科研費の平均採択件数が第2期中期目標・中期計画期間における平均採択件数を上回るようにする。

【40-1】科研費の申請数を増加させるため、未申請者に対する申請を促すための方策として教員評価の見直しを検討するとともに、教員のニーズを踏まえた研究の事務的サポート体制や研究支援員の活用等を含め、効果的な支援策を検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【41】教育研究に係る財源を確保するため、管理的経費の見直しを行うとともに、職員を対象としたセミナー等の実施により経費に対する意識改革にも取り組むことで、平成27年度比で事務局事務費を10%抑制する。

【41-1】職員を対象とした経費に係るセミナーを実施し、経費節減への意識付けを行うことで、事務局事務費を対前年度比で2%抑制する。また、管理的経費削減プロジェクトチームの取組を引き続き行い、経費削減を図る。

【42】財務内容の改善を図るため、国立大学法人化後の財務関連データの分析を行い、資源配分及び用途を明確にした学内予算配分システムを平成29年度までに構築するとともに、その検証を行う。

【42-1】財務関連データの分析を行い、学内予算配分システムを構築するとともに、構築したシステムが学士課程改組に対応したものとなるよう検証を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【43】本学が保有する資産の不断の見直しに努めるとともに、有効利用を推進するため、講義室、講堂、体育館、運動場などの施設の外部貸出を積極的に行う。また、外部貸出収入を平成27年度比10%以上増となるように広報活動を充実させる。

【43-1】本学施設の外部貸出の拡大にあたり、講義室や体育館等、本学が保有する施設の外部貸出の現状を取りまとめ検証を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【44】評価項目の見直し、改善及び組織改革に合わせた新体制での実施等、教員評価システムを発展させる。

【44-1】論文数や科研費・外部資金の採択状況等の向上に資する教員評価制度の平成29年度からの実施に向けて、評価項目等のカスタマイズを行う。

【45】大学の教育・研究水準の向上のため、教育研究及び社会貢献等の業務全般について、平成31年度までに自己点検・評価を行い、その妥当性を本学が設置する外部評価委員会で検証する。また、学内の各組織において課題の整理・質の向上を行うために、各学科、機構、事務局等の各部局による自己点検評価制度を導入し、持続的な改善体制を構築する。

【45-1】平成31年度までに実施予定である自己点検・評価について、IR担当教員と連携し、基礎資料やスケジュール作成等を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【46】国際的広報を推進するため各種広報媒体を充実させるとともに、本学外国人教員の知見を取り入れながら、英語、中国語など多言語化を推進する。また、地域を対象とした広報として、大学開放事業を実施するとともに、研究成果等を周知するために地域に広報を行うためのスペースを設置する。

【46-1】本学の外国人教員で構成する検討グループを組織し、広報媒体の多言語化等に関し検討を行う。また、ホームページの充実化を図るため、新しいコンテンツの導入を検討するとともに、SNSの活用など新たな広報媒体による情報発信についても検討する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【47】施設設備の利用状況を把握するとともに、平成28年度には地域における教育研究施設の中核的拠点としてのライフライン等機能向上を目指したキャンパスマスタープランに見直しをする。また、施設設備利用満足度アンケートを開始し、期間

最終年度にはその整備効果を検証する。加えて、3年毎に設備マスタープランの見直しを行う。

【47-1】施設環境委員会の下に施設課職員及び教員から構成されるタスクフォースを設け、本学第3期中期計画・中期目標を踏まえ、また地域のニーズ等を取り入れ、キャンパスマスタープランの改定を行う。また、施設設備の整備計画を策定するため、学内外における利用状況を把握する。

【47-2】幅広い視野と専門性を兼ね備えた人材の育成による社会貢献を目的とした学士課程改組に対応するため、設備マスタープランの見直しを行う。

【48】スペースチャージ等を活用し、施設設備について維持管理計画を策定の上、計画的な維持管理を実施する。

【48-1】「大学施設の性能評価システム」を更新するとともに、そのデータを利用して、スペースチャージ等を財源とする中長期修繕計画を策定する。

【49】学長裁量スペースとして運用する施設を、平成27年度面積比で50%拡大し、重点教育研究分野を中心に学長のリーダーシップによる施設の有効利用を推進する。

【49-1】施設の有効利用調査の結果等を活用し、学長裁量スペースを平成27年度比で10%拡大する。

【50】全学的なスペースチャージ制を平成31年度から導入し、実験系の若手教員及びスペースを必要とする教員に優先的にスペースを割り当て、スペースの有効活用を図ることで本学の教育研究力の強化に結び付ける。

【50-1】全学的なスペースチャージ制導入に向け導入までのロードマップを策定し、平成27年度実施した「施設の利用実態調査」の調査結果に基づき、徴収対象、徴収料金の設定等検討を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【51】健全な労働環境確保のために、月1回以上の学内巡視、年1回以上のメンタルヘルス研修会を実施する。また、ハラスメント行為の防止を徹底する。

【51-1】労働安全衛生規則に基づき衛生管理者、産業医による「安全衛生に関する巡視」を、毎月継続して実施する。

【51-2】健全な労働環境確保のため、メンタルヘルス研修会を実施するとともにストレスチェック制度を活用し、メンタルヘルス不調者の発生を未然に防止する。また、ハラスメント行為の防止を徹底するため、ハラスメント相談員を対象とした研修会を実施するとともに、学内向けホームページに掲載されているハラスメント啓発動画を更新し教職員に幅広く周知する。

【52】毒劇物及び放射性物質による事故等を未然に防止するため、毎年度、毒劇物に関する管理状況の検査を行い、安全管理体制の強化に取り組むとともに、安全管理教育及び講習会を実施することで教職員・学生の意識を向上させる。また、危機管理体制を強化するため、危機管理ガイドライン及び危機管理マニュアルを年1回以上点検し、改善を行う。

【52-1】毒劇物に係る管理状況検査を実施することにより、関係法令や学内規則に則った適正な毒劇物管理が行われているかを点検する。また、学内で取り扱う化学物質の数量管理について、「薬品管理支援システム」の利用状況を高めること及び教職員学生の化学物質の管理意識を向上させるため、登録等状況の調査及び薬品管理支援システム取扱講習会を行う。

【52-2】危機管理体制について、社会状況の変化に応じて、危機管理ガイドライン及び危機管理マニュアルが機能しているか見直しする。また、危機発生時に対応が容易に確認できる事象別マニュアルを作成し、全職員に配布し危機管理の意識の高揚を図る。

【53】情報セキュリティの確保を図るため、平成28年度までにユーザ情報の安全性を向上させる方法として学内サーバの仮想化及び集約化と認証機構の統合を進める。また、運用の効率化と可用性の向上を図るため、平成31年度までに高速な学外とのネットワーク通信、堅牢な学内ネットワーク構成及びクラウドを積極利用した業務データの分散管理の実現を目指した全学ネットワークシステムの更新を行う。

【53-1】平成28年度中に情報処理センター基盤システムを更新し、仮想サーバ基盤の増強を行い、学内サーバの集約化を推進する。また、認証機構に Shibboleth 認証（複数サービスへのログインを共通化してスムーズに利用できる仕組み）を統合したシングルサインオンシステム（1回のログイン動作で対応するすべ

てのサーバを利用できるようにしたシステム) を取り入れ、学内・学外サービスにおけるポータルの一元化を実現する。

【53-2】 情報セキュリティに関する知識や法律、マナー等の資質向上のために、eラーニングによる研修コンテンツを作成し、全職員が受講可能な研修を実施する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

【54】 研究の不正行為及び研究費の不正使用の防止のため、コンプライアンス教育の受講と誓約書の提出を競争的資金の申請及び使用の要件と規定するとともに、研究活動における不正防止説明会や e-ラーニングの機会等を年 1 回以上設ける。コンプライアンス教育の受講機会を充実させ、100%の受講率を維持することで、教職員に対して不正防止のための教育を徹底実施し、高い法令遵守の意識を恒常的に保つ活動を継続して実施する。また、学部学生及び大学院学生に対しての研究倫理教育を導入教育として適正に実施する。

【54-1】 コンプライアンス教育及び研究倫理教育について、不正防止対策室で実施内容・受講状況を検証し、より受講し易い環境を整備するとともに、継続してコンプライアンス教育の受講と誓約書の提出を競争的資金の申請及び使用の要件とする。また、学生に対するコンプライアンス教育の一貫として、学部では必修科目である工学倫理を引き続き実施するとともに、大学院では必修科目である特別実験・研究において研究倫理教育を実施する。

【54-2】 事務手続きの実態とルールの乖離を防ぐため不正防止計画の定期的な見直しを行う。

【55】 研究費の不正使用を防止するため、事務手続きに関する意見・要望を年に 1 回継続して調査し、調査結果に基づく事務手続きの改善を実施する。

【55-1】 研究費使用に係る事務手続きに関する意見・要望のアンケート調査を継続して実施し、事務手続きを改善する。

【56】 監事の独立性を保つと同時に監事機能を強化し、大学運営全般について不断にかつ緊密に監事との打合せを実施し、問題点の指摘、改善など PDCA サイクルに基づく大学運営体制を構築する。また、各種会議への陪席や監査や不正防止に係る計画立案の際に監事と意見交換を行うなど監事、監査室、不正防止対策室の連携によ

り、内部統制機能を充実する。

【56-1】 監事機能の強化のため、監事業務サポート体制を構築する。

【56-2】 不正防止に向けた取組状況等の活動や実施結果について、不正防止対策室から監事に定期的な報告を行い、監事と情報を共有するとともに、不正防止対策室会議に監査室及び財務担当者が出席し、三者の情報共有を図る。

VI 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

563,123 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡又は担保に供する計画はない。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
基幹・環境整備 I (道路整備)	総額 104	施設整備費補助金 (86)
小規模改修		独立行政法人大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (18)

注) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

(1) 平成 28 年度の常勤職員数 158 人

また、任期付職員数の見込みを 88 人とする。

(2) 平成 28 年度の人件費総額見込み 2,278 百万円（退職手当は除く）

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 28 年度 予算

(単位 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,252
施設整備費補助金	86
補助金等収入	21
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	18
自己収入	1,186
授業料、入学金及び検定料収入	1,102
雑収入	84
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	129
目的積立金取崩	0
計	3,692
支出	
業務費	3,438
教育研究経費	3,438
施設整備費	104
補助金等	21
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	129
計	3,692

[人件費の見積り]

期間中総額 2,278 百万円を支出する (退職手当は除く)。

2. 収支計画

平成 28 年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	3,906
業務費	3,515
教育研究経費	986
受託研究費等	93
役員人件費	54
教員人件費	1,535
職員人件費	846
一般管理費	178
財務費用	2
減価償却費	211
収益の部	
經常収益	3,906
運営費交付金収益	2,252
授業料収益	1,004
入学金収益	158
検定料収益	43
受託研究等収益	100
補助金等収益	21
寄附金収益	34
施設費収益	21
財務収益	0
雑益	84
資産見返運営費交付金等戻入	127
資産見返補助金等戻入	35
資産見返寄付金戻入	26
資産見返物品受贈額戻入	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成 28 年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	3,967
業務活動による支出	3,489
投資活動による支出	136
財務活動による支出	67
翌年度への繰越金	275
資金収入	3,967
業務活動による収入	3,588
運営費交付金による収入	2,252
授業料・入学金及び検定料による収入	1,102
受託研究等収入	93
補助金等収入	21
寄附金収入	36
その他の収入	84
投資活動による収入	104
施設費による収入	104
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	275

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

工学部	機械工学科	320 人
	社会環境工学科	320 人
	電気電子工学科	320 人
	情報システム工学科	240 人
	バイオ環境化学科	240 人
	マテリアル工学科	200 人
	（第 3 年次編入学定員）	20 人
工学研究科	機械工学専攻	44 人（博士前期課程）
	社会環境工学専攻	40 人（ " ）
	電気電子工学専攻	40 人（ " ）
	情報システム工学専攻	32 人（ " ）
	バイオ環境化学専攻	36 人（ " ）
	マテリアル工学専攻	32 人（ " ）
	生産基盤工学専攻	9 人（博士後期課程）
	寒冷地・環境・エネルギー工学専攻	9 人（ " ）
	医療工学専攻	6 人（ " ）